

第 32 期第 1 回横浜市児童福祉審議会放課後部会 会議録

日 時	平成 31 年 3 月 13 日（水） 18 時 30 分～19 時 35 分
開催場所	市庁舎 8 階 8 A 会議室
出席者	明石要一部会長、青山鉄兵副部会長、大野功委員、樋口眞砂子委員、藤井千佳委員、工藤春治委員、宮永千恵子委員、柳澤潤委員
欠席者	世古正樹委員
開催形態	公開（傍聴者 0 名）
議 題	< 報告 > 平成 30 年度 放課後児童健全育成事業の監査結果について

< 報告 >

平成30年度 放課後児童健全育成事業の監査結果について

（事務局）資料 5 に基づき説明

（明石部会長）口頭指導と文書指導はどちらの方が重みがあるのですか。また、口頭指導は誰に対して指導するのですか。

（事務局）口頭指導と文書指導では、文書指導のほうが重いです。区役所から改善してほしい箇所を文書で通知し、事業所から文書で改善報告を求めています。口頭指導の場合は、その場で、立入調査に立ち会っている主任等の責任者に対し、口頭にて指導します。こども青少年局放課後児童育成課では、各項目の判断基準を定めているので、立入調査では区の担当者はその基準に沿って口頭指導や文書指導にあたるかを判断します。

（藤井委員）「おやつ等の提供に携わっている職員には、月 1 回検便を実施している」という項目について、この項目は昨年度も適合できていない事業所が多い項目として挙がっていたと思いますが、改善がされない要因は何ですか。

（事務局）おやつの提供に携わる職員について、直接おやつの調理をする職員だけではなく、配膳などを行う職員についても月 1 回の検便を求めており、現状として対象者が多くなっています。また、放課後キッズクラブ、放課後児童クラブともに、非常勤職員が多いため、非常勤職員に対して検便の実施ができていないという事業所もあります。

（明石部会長）月 1 回という検便の実施頻度は保健所の基準ですか。

（事務局）具体的な基準は分かりかねますが、横浜市の衛生管理部門と調整をした結果、月 1 回となったものと認識しています。

(青山委員) 各事業所では、多くの職員がおやつに関わっているのですか。

(事務局) 現在は、袋菓子配るだけの事業所の職員にも検便の実施をお願いしています。調理したおやつを提供するのと袋菓子を配るのでは性質が違うので、対象の事業所については精査する必要があると認識しています。

(藤井委員) 最近はおやつ配るものを配る事業所が多いので、検便の頻度について、月1回を求める必要性を検討した方が良いと思います。

(事務局) 過度な基準であるならば、見直して、基準に適合する事業所を増やすことも1つの選択肢ですので、今後内部で検討したいと思います。

(青山委員) 立入調査と自己検査は内容が全く同じですが、立入調査は自己検査が合っているかを確かめているのですか。

(事務局) まず、全事業所が同じチェックシートで自己検査を行い、区役所にチェックシートを提出します。立入調査の際には、提出されたチェックシートをもとに、区の職員が目線で、基準に適合しているかどうかを確認しています。

(青山委員) 立入調査に行くと、チェックシートでは分からない部分が見えるのではないかと思います。また、自己検査の評価が低い事業所については別に指導が必要になると思いますが、全ての事業所に対して、同じ方法で確認をしているのですか。

(大野委員) 立入調査の対象の事業所は、無作為に抽出しているのですか、それとも自己検査の評価が低い事業所を抽出しているのですか。

(事務局) 監査は28年度から実施しており、今年度3年目で一巡しますので、これまで立入調査に行っていない事業所を立入調査の対象としました。

(大野委員) では、今までに行っていない事業所に立入調査を行ったのですか。

(事務局) その通りです。放課後キッズクラブは、現在はまっ子から転換を進めているので、今年に転換したクラブと、まだ立入調査を行っていないクラブを対象としました。

(青山委員) 立入調査対象の事業所について、来年度以降は無作為に選ばれるのですか。

(事務局) 来年度の立入調査対象クラブの選定方法については、今後検討します。

(大野委員) 29年度と30年度の監査報告書を見比べると、改善指導した主な項目の箇所は、ほぼ同じ項目が挙がっています。ただし、「非常災害に対する具体的計画を立てている」という項目について、平成28年度及び29年度には載っていますが、平成30年度には記載がありません。これは、何か取組みが行われたからですか。

(事務局) 平成29年6月に国の水防法と土砂災害防止法が改正され、市内の浸水想定区域や土砂災害警戒区域にある社会福祉施設は避難確保計画を作成することが義務付けられました。対象施設には、放課後キッズクラブ及び放課後児童クラブも含まれます。平成30年2月に横浜市から対象の事業所に対して、避難確保計画の作成の依頼をし、作成していない事業所については、作成するよう働きかけをしています。対象の事業所は避難確保計画を作成することとなったため、この項目について、改善が進んでいます。

(大野委員) 避難確保計画は、また31年度に作成するのですか。

(事務局) 避難確保計画は一度作成したら、状況に変化が生じない限り再度提出する必要はなく、作成した計画に基づいて行動していきます。

(大野委員) 文書指導の項目の中で適合していない事業所数が最多なのは、職員配置に関する項目ですが、これは人材不足が要因の一つなのではないかと思います。事業者が人材を確保するために様々な取組みを行っていることは承知していますが、一方で、横浜市が行った人材確保支援の具体的な取組み内容とその効果について教えてください。

(事務局) 人材確保の支援は今年度から開始し、大きく3つの取組みを実施しました。1つ目は、人材を募集しているクラブの情報を市で集約をし、その情報を横浜市のウェブサイトに掲載しました。2つ目は、放課後児童育成事業所で働きませんか、という人材募集のチラシを作成しました。このチラシは、市内の区役所やハローワーク、大学、専門学校などに配架しています。3つ目として、地域情報誌であるタウンニュースに、放課後児童育成事業所のPR記事を掲載しました。

(大野委員) ハローワークに置かれているチラシは、誰でも窓口で閲覧できるのですか。

(事務局) ハローワークの窓口で、チラシを配架できる場所に置いていただいています。

(大野委員) 実際に採用につながった件数等はわかりますか。

(事務局) 事業所にアンケートを行ったところ、市のウェブサイトに情報を掲載した等の周知活動がきっかけとなったと思われる問合せは13件あり、うち、2件は実際に採用につながりました。

(明石委員) 今の委員の御指摘は今後重要になってくると思います。私は千葉県の労働局の委員会の座長をしていますが、千葉県では、介護福祉士、保育士、准看護師の3つの職種の人材が足りていません。これから放課後児童支援員等も人材不足になると考えられますので、横浜市全体で人材をどう確保し育成するかということも視野に置きながら検討を

進めていく必要が高まっています。放課後児童支援員等は給与も安く、身分が不安定であることも多いので、定着が難しいと思います。ですので、私たち委員も一緒になって考えていく必要があります。

(藤井委員) おそらく、各事業所においては、放課後児童支援員等の確保が難点となっていて、求人広告を掲載しても、なかなか応募が来ない状況です。身分の不安定さと給料面で、放課後児童支援員等を男性が担うことが難しいこともあり、各事業所では人材の確保に苦心していますので、この状況が改善されると良いと強く思います。

(大野委員) 教員を退職された方に支援員等を担っていただくことも模索すると、応募者も出てくるのではないのでしょうか。

(宮永委員) 教育現場で教員や非常勤職員が不足しているという話もありますし、障害児の支援員も足りていません。福祉関係の支援者や事業者の方は、本人の生活が立ち行かない中で支援している状況ですので、待遇改善を考えてほしいと思います。

(明石部会長) 教員を退職された方に、キッズクラブを再就職先の選択肢の一つとして広めていただけると良いです。

(柳澤委員) 教育現場においても人材不足は大きな問題で、産休などで一時的に人員が不足した際に、臨時的任用職員や非常勤職員の配置がされないという課題はあります。

立入調査を行った事業所のうち約6割は基準に適合していない項目があったということで、課題は多いので、改善に結びつくよう対策を講じていく必要があると思います。例えば、キッズクラブの児童が避難訓練をしていることは知っていますが、避難訓練や消火訓練を年2回以上実施するという決まりがあることは知りませんでした。ですので、キッズクラブが取り組むべき内容について、学校にも広報していくことが大切です。学校としても、キッズクラブと一緒に進めていくことができると思います。

質問ですが、その他の届出事業所とはどのような存在なのでしょうか。

併せて、指導を受けた後に提出する改善報告書が成果を発揮するためには、改善報告書にきちんとした改善を記載してもらう必要があると思いますが、改善報告書の課題があれば教えてください。

(事務局) 届出事業所の活動場所は民間の施設であり、活動場所の面では放課後児童クラブと同じです。しかし、運営主体について、放課後児童クラブ事業は非営利法人と運営委員会を対象としています。届出事業所は株式会社であっても運営することができます。放

課後児童健全育成事業の基準に適合する必要があるため、届出をして監査を受けている事業所が、現在市内に8か所あります。

また、改善報告書は受理するだけでなく、どのように改善したかも含め、区役所や巡回相談員が各事業所の状況を把握し、適宜、情報の提供や課題の共有を行っていくことが重要だと考えています。

(事務局) 口頭指導に該当する項目は、基本的に条例で努力義務になっているか、運営指針等で示されている項目です。一方で、文書指導に該当する項目については、条例やその他の法令等で義務規定となっています。文書指導は、条例に基づいた基準を遵守すべき項目であり、また、改善報告書に基づいてPDCAを回していくので、重みがあります。

(宮永委員) 監査結果の一覧の8ページの「障害のある子どもも放課後児童健全育成事業を利用する機会が確保されている」という項目について、4か所の放課後児童クラブが自己検査で適合していないと回答していると思います。これは、事業所が申込みを断ってしまったとか、環境的に受入れができないという判断をしているということですか。

(事務局) 障害のあるお子さんを受入れるために、手厚く職員を張りたいが、人材の確保ができていないという声を現場から聞くことはあります。障害のあるお子さんの受入れについては、横浜市として、事業所が基準に加えて加配した分の人件費を補助する制度を設けています。また、市で資質向上研修を主催していて、座学での障害に関する知識の習得や事例検討等を行っています。さらに、巡回相談員の中には特別支援学校の校長経験者もいますので、現場からの相談にも応じています。市として、今後も障害のあるお子さんを積極的に受入れていただくよう事業所に働きかけ、現場の支援をしっかりと行っていきます。

(工藤委員) 私の地元にある小学校は、まだはまっ子ふれあいスクールですが、今回の監査対象の488か所は全体の何%ほどになるのでしょうか。また、非常災害や従業員、おやつといった内容については、はまっ子にも情報を伝えていただくと良いと思います。

(事務局) 放課後キッズクラブは平成30年4月現在で252か所あり、今年の春と来年の春にはまっ子からキッズに転換する学校は約90校です。これで、全ての小学校に放課後キッズクラブが設置されます。放課後児童クラブについては、全体で228か所あります。

はまっ子からキッズに転換するにあたり、事前に放課後キッズクラブの仕組み等を運営法人や主任、保護者の方に説明しています。ただし、その説明だけでは十分伝わらない部分もあると思いますので、キッズに転換した1年目に立入調査を実施し、基準を遵守でき

ているかの確認をしています。

(樋口委員) 口頭指導や文書指導の基準はあらかじめ項目ごとに決められていて、適合していない事業所には指導があるということですが、文書指導については必ず改善報告書の提出があり、改善報告がされるので、適合している事業所の底上げとして、確実に数字に表れるということですね。

(事務局) その通りです。

(樋口委員) 指導に該当しない部分が適合していない場合もあると思いますが、適合しない状況が続いても、ずっと指導されないのでしょうか。それとも、適合しない状況が続いた場合は、どこかで改善の指導がされるのでしょうか。そういった指導がされないと、処罰がないということで、結局底上げに繋がらないと思います。

(事務局) 監査は平成28年度から始まり、3年間同じ項目で実施していますが、監査の立入調査はこれから2巡目に入りますので、監査の実効性を上げるために、どの項目を深掘りするか、どのような方法で実施するかなどについては検討したいと考えています。

(樋口委員) 私の地域にある放課後キッズクラブは、複数のキッズクラブを持っている法人が運営していて、その法人が、運営しているキッズクラブの職員募集をまとめて行っています。しかし、法人が求人を出した時に、利便性の良い土地にあるキッズクラブには多くの応募が来ますが、山の上などの少し不便な場所にあるキッズクラブには全然応募が来ないなどと、差が出ています。その場合、応募が来ないキッズクラブは、今働いている職員が自分たちで探すことになりますが、はまっ子だった時は、チーフが辞める場合は、横浜市がチーフ候補の方をはまっ子に紹介していたかと思います。そのような人材バンクのような取組みはやらないのでしょうか。

(事務局) はまっ子ふれあいスクールは、各はまっ子で運営委員会を作ってもらい、運営委員会に委託をしています。チーフが変わる際は、基本的には運営委員会で新しいチーフを探してもらいますが、見つからない場合は、横浜市が一括で候補者の公募と審査を行い、はまっ子に紹介します。しかしながら、放課後児童クラブや放課後キッズクラブは、運営主体が自主的な運営がしやすいよう、事業にかかる経費の一部を補助するという手法をとっており、職員の雇用は一義的には運営主体の責務としています。本市では、各クラブの人材募集情報を集約し、市ウェブサイトに掲載したり、PRチラシを作成し、事業の認知度向上に努めるなど、後方支援を実施しています。

(明石部会長) 避難訓練を最低2回実施するように市から事業所にお願いしてほしいです。

また、それ以外にも危機管理や、栄養などの食事面については、命にかかわるので、特に気を付けていただきたいと思います。

例えば、中央区の子童館では、夜間の避難訓練を実験的に行っています。冬は日が暮れるのが早いので、停電になった際にどうやって家に帰るのかを一度体験しておく、実際に非常災害が起きた時に適応しやすいと思います。ですから、夜間の避難訓練を実施すると、保護者は助かるのかなと感じています。

(青山委員) この57項目の中で強弱をつけるのは難しいし、どれが重要だと思うかは見方によって違ってくると思いますが、私が気になったのは、非常時の問題と、あとは第5の(13)の保険に入るという部分です。この項目に適合していない事業所は、保険に入っていないのだったら、すぐに加入したほうが良いと思います。つまり、緊急性の高いものに対して備えることも大事ですが、すぐにやったほうが良い項目も混ざっているのではないかと思うので、項目ごとの意味合いも見ていただけると良いと思います。

(事務局) この項目では、事業者の責任として、施設賠償保険などの保険に追加で加入しているかを確認しています。利用者向けの保険は別にありますので、利用者にはそちらに入っているかどうかを確認しています。

(青山委員) 追加で保険に加入するという条件を満たせていないということですか。

(事務局) その通りです。全児童対策としての放課後キッズクラブは、利用者同士のトラブル等を回避するために、利用者の方には必ず500円の保険に加入していただいています。

(大野委員) 第5の育成支援の8番目の「虐待等、保護者に不適切な養育等が疑われる場合の対応が定められている」という項目について、児童虐待については、学校や教育委員会、児童相談所などの関係機関が一体となって対応していくことが望ましく、放課後児童育成事業の職員も日頃から子どもたちと関わるので、子どもたちの様子に注意を払っていただくことが、虐待防止の有効な手段だと思います。この項目は親から虐待を受けている子がいると職員が気づいた場合に、学校の先生との連携を図っていくという意味なのでしょうか。主体は学校だと思いますが、実際にそのような児童がいた場合の対応はどのようなになっているのでしょうか。

(事務局) 横浜市こども青少年局では、子ども虐待防止ハンドブックを関係機関、地域支援者向けに作成していて、今年度、ハンドブックの内容を見直し、「地域子育て支援拠点、

親と子のつどいの広場、放課後児童育成事業、放課後等デイサービス等関係機関」という項目を新たに設けました。キッズ、はまっ子、放課後児童クラブ等は子どもが長時間過ごす場所であり、学校同様、子どもの日常の様子を観察し、身体的な状況や行動面の変化をつかみ、子どもの発信するサインを受け止めることができる貴重な場となので、事業所の職員に向けて通報をためらうことのないようにという趣旨で新設しました。

(大野委員) 一つのマニュアルとして発行しているのですか。

(事務局) その通りです。このハンドブックを全ての放課後児童健全育成事業所に配布しました。放課後の居場所では、教室とは違う子どもの態度や表情、振る舞いが出る場合もあり、時には学校の先生が気付かないこともあります。そのような場合は、放課後児童育成事業所の職員から学校に声掛けしてもらい、連携を図ります。また、緊急を要する場合は、直接通報することもためらわないように事業所に伝えています。

(藤井委員) 主任児童委員は実際に、虐待の疑いのある子どもにかかわることもあります。学校の様子は学校の先生、放課後の様子はキッズクラブや放課後児童クラブの支援員などに聞き、区役所や児童相談所とも連携しながら進めています。放課後キッズクラブなどは児童の母親が迎えに来ることも多いので、その時に親子の関係を見てもらい、その様子を教えてもらうなどということ、連携しつつあります。

(大野委員) 広い視野やかかわりを持って、虐待の防止が図られると良いと思います。

(事務局) 様々な事件が頻発していますので、市としても事業所の職員に向けて、通報をためらわないでというメッセージを都度発信していこうと思います。

資料	<p>[報告資料]</p> <p>資料 1 横浜市児童福祉審議会放課後部会 委員名簿</p> <p>資料 2 横浜市児童福祉審議会放課後部会 事務局名簿</p> <p>資料 3 横浜市児童福祉審議会条例</p> <p>資料 4 横浜市児童福祉審議会運営要綱</p> <p>資料 5 平成 30 年度 横浜市放課後児童健全育成事業 監査結果報告書</p> <p>参考資料 1 平成 30 年度 横浜市放課後児童健全育成事業 監査結果内訳</p> <p>参考資料 2 平成 30 年度 横浜市放課後児童健全育成事業監査チェックシート</p> <p>参考資料 3 平成 29 年度 横浜市放課後児童健全育成事業 監査結果報告書</p> <p>参考資料 4 横浜市放課後児童健全育成事業の監査指針</p> <p>参考資料 5 横浜市放課後児童健全育成事業の指導監督基準</p>
特記事項	<p>本日の議事録は、各委員に確認していただいた後、ホームページで公開する予定です。</p>